

# 報 告 事 項

令 和 5 年 3 月 定 例 会



## 令和５年３月岡崎市議会定例会報告事項目録

| 報告番号 | 件名                                                            | ページ |
|------|---------------------------------------------------------------|-----|
| 1    | 岡崎市美術博物館条例及び岡崎市旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について | 5   |
| 2    | 岡崎市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例の専決処分について                            | 9   |
| 3    | 和解及び損害賠償の額を定める専決処分について                                        | 13  |
| 4    | 和解に関する専決処分について                                                | 17  |
| 5    | 訴えの提起に関する専決処分について                                             | 21  |
| 6    | 和解に関する専決処分について                                                | 25  |



令和 5 年報告第 1 号

岡崎市美術博物館条例及び岡崎市旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩



## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和4年12月27日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市美術博物館条例及び岡崎市旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例

（岡崎市美術博物館条例の一部改正）

第1条 岡崎市美術博物館条例（平成8年岡崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法（昭和26年法律第285号）第18条及び」を削る。

第12条第1項中「第20条第1項」を「（昭和26年法律第285号）第23条第1項」に改める。

（岡崎市旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部改正）

第2条 岡崎市旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準等に関する条例（平成24年岡崎市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第29条に規定する博物館に相当する施設」を「第31条第2項に規定する指定施設」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



## 令和 5 年報告第 2 号

岡崎市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例の専決処分  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決  
処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩



## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和5年1月26日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

### 岡崎市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例

（岡崎市子ども・子育て会議条例の一部改正）

第1条 岡崎市子ども・子育て会議条例（平成25年岡崎市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

（岡崎市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正）

第2条 岡崎市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成26年岡崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第87条」を「第82条」に改める。

（岡崎市こども発達センター条例の一部改正）

第3条 岡崎市こども発達センター条例（平成27年岡崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（岡崎市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正）

第4条 岡崎市立幼保連携型認定こども園条例（平成28年岡崎市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



令和 5 年報告第 3 号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 28 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩



## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和4年12月28日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

### 1 事故の概要

#### (1) 日時

令和4年11月10日午前11時15分頃

#### (2) 場所

岡崎市檜山町字東原地内の市道東原線

#### (3) 内容

ごみ収集車がごみステーションに向かうため路地に進入した際、車両の左側面が相手方所有のブロック塀に接触し、損傷させた。

### 2 損害賠償額

99,880円

### 3 和解条項

- (1) 岡崎市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償額として、金99,880円の支払義務があることを認める。
- (2) 本件事故に関する責任割合は、岡崎市100パーセントとする。
- (3) 岡崎市は、相手方に対し、(1)の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。
- (4) 相手方と岡崎市は、本件事故に関し、相手方と岡崎市の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。



## 令和 5 年報告第 4 号

### 和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 28 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩



## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解に関することについて、次のとおり専決処分する。

令和5年1月19日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

### 1 事故の概要

#### (1) 日時

令和4年9月24日午前10時頃

#### (2) 場所

岡崎市羽根町字東荒子62番4のカズラの広場前交差点

#### (3) 内容

相手方の母が所有する自動車を相手方が運転していたところ、当該交差点の道路脇に設置されている岡崎市所有のボラード（車止め）1基に接触させて、損壊させた。

### 2 和解条項

(1) 相手方は、岡崎市に対し、本件事故により岡崎市が被った損害に係る賠償として、金19,250円の支払義務があることを認める。

(2) 相手方は、(1)の金員を、令和5年2月28日限り、岡崎市の指定する預金口座に振り込んで支払う。振込手数料は、相手方の負担とする。

(3) 岡崎市と相手方及び相手方の母との間において、本件事故に関し、本和解条項記載のもの以外には何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。



令和 5 年報告第 5 号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩



## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された訴えを提起することについて、次のとおり専決処分する。

令和5年1月31日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

### 1 管轄裁判所

名古屋地方裁判所岡崎支部

### 2 相手方、明渡しを求める市営住宅等及び家賃等の滞納額

| 相手方 | 市営住宅等                    | 家賃等の滞納額                     |
|-----|--------------------------|-----------------------------|
| 個人  | 山中荘<br>市営住宅1室<br>駐車区画2区画 | 2,175,100円<br>(令和5年1月12日現在) |

備考 市営住宅等とは市営住宅及び駐車区画を、家賃等とは家賃及び駐車場使用料をいう。

### 3 請求の趣旨

相手方に対し市営住宅等の明渡しを求め、家賃等の滞納額及びその延滞金並びに明渡請求後の損害金の支払を求める。

### 4 請求の原因

相手方は、岡崎市の設置した市営住宅に入居の許可を得て居住しており、岡崎市市営住宅条例（平成9年岡崎市条例第43号）の規定に基づく家賃等を支払う義務がある。

相手方は、家賃等を滞納しており、再三にわたる指導にもかかわらず、家賃等が支払われていない。

相手方の行為は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第32条第1項第2号並びに岡崎市市営住宅条例第42条第1項第2号及び第54条第1項第2号に規定する市営住宅等の明渡事由に該当する。

よって、市営住宅等の明渡し並びに家賃等の滞納額、その延滞金及び明渡請求後の損害金の支払を求めるため訴えを提起する。



令和 5 年報告第 6 号

和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 28 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩



## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解に関するることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年1月25日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

### 1 事件の概要

相手方は、農業集落排水処理施設使用料を滞納しており、再三にわたる催告にも応じないため、岡崎市は支払督促の申立てを行った。これに対し、相手方は、滞納額の一括支払は困難であるが、分割により支払う旨の督促異議の申立てを行った（令和4年11月8日専決「訴えの提起に関する専決処分について」の事件）。

### 2 和解条項

(1) 相手方は、岡崎市に対し、本件農業集落排水処理施設使用料に係る債務として、次のとおりの支払義務があることを認める。

ア 残元金 金694,810円

イ ア記載の残元金に対する令和5年1月25日までの年7.3パーセントの割合による延滞金 金284,500円

ウ ア記載の残元金に対する令和5年1月26日から支払済までの年7.3パーセントの割合による延滞金

エ 支払督促申立手続費用 金5,399円

(2) 相手方は、岡崎市に対し、(1)の金を次のとおり分割して、岡崎市の発行する納付書により振り込む方法により支払う。なお、弁済金の充当は、岡崎市が適宜指定できるものとする。

ア 令和5年2月28日限り 金34,709円

イ 令和5年4月から令和11年6月まで、毎偶数月末日限り、金25,000円ずつ（合計38回）

ウ 令和11年8月31日限り、(1)ウの延滞金全部

(3) 相手方が、(2)アの分割金の支払を怠ったとき、又は(2)イの分割金の支払を2回以上怠り、かつ、その額が金50,000円に達したときは、当然に(2)の

期限の利益を失い、相手方は、岡崎市に対し、(1)アからエまでの金員から既払額を控除した残金を直ちに支払う。

- (4) 相手方は、氏名、住所又は居所、電話番号及び就業場所を変更した場合は、岡崎市に対し、直ちに通知するものとする。
- (5) 岡崎市は、その余の請求を放棄する。
- (6) 岡崎市及び相手方は、岡崎市と相手方との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は、(1)エの費用を除いて各自の負担とする。

